

アーキビスト認証委員会（第14回）議事の記録

1 開催日時 令和4年5月25日（水） 14時00分～16時00分

2 開催場所 国立公文書館4階会議室

3 出席者

(委員長)	高埜 利彦	(学習院大学名誉教授)
(委員長代理)	大友 一雄	(国文学研究資料館名誉教授)
(委員)	井口 和起	(京都府立京都学・歴彩館顧問)
	井上 由里子	(一橋大学大学院教授)
	大賀 妙子	(国立公文書館アドバイザー)
	太田 富康	(埼玉県立文書館主任専門員)
	福井 仁史	(迎賓館長)

(国立公文書館)	鎌田 薫	館長
	中田 昌和	理事
	梅原 康嗣	統括公文書専門官
	幕田 兼治	首席公文書専門官
	伊藤 一晴	上席公文書専門官

4 議題

- (1) 令和4年度アーキビスト認証の実施について
- (2) 認証アーキビスト更新に係る研修会等の情報照会結果について
- (3) アーキビスト認証に係る拡充検討について

5 概要

○高埜委員長 ただいまから、第14回アーキビスト認証委員会を開会する。

本日の委員会は、7名の委員全員にご出席いただいております。アーキビスト認証委員会規則第7条第1項により、議決を行うことができる定数に達している。

始めに、鎌田薫館長よりご挨拶を頂戴したい。

○鎌田館長 委員の先生方、大変お忙しい中、ご出席いただき感謝申し上げます。

現在、当館では、沖縄復帰50周年を記念した春の特別展「公文書でたどる沖縄の日本復帰」を開催しており、監修は高良倉吉琉球大学名誉教授にお願いし、観覧者から大変好評を得ている。また、開会式及び内覧会では、岸田内閣総理大臣、若宮公文書管理担当大臣、西銘沖縄及び北方対策担当大臣などの政府関係者、細田衆議院議長などの国会議員、沖縄県の池田副知事など、多くの方々にご参加いただいた。その中で、岸田内閣総理大臣からは、「とりわけ、次代を担う若い世代の皆さんに足を運んでいただき、沖縄復帰の歴史的意義や歴史公文書等の保存の意義を考えていただく機会としていただきたい」とのご挨拶をいただいた。

さて、本日の認証委員会では、今年度のアーキビスト認証実施に向けた取組とスケジュール案をご説明した上で、認証アーキビストの更新に係る研修会等の照会結果についてご報告する。前回に続き、アーキビスト認証に係る拡充検討についてのご議論もいただきたい。

なお、6月10日に開催予定の全国公文書館長会議でも、議論の状況等をご報告する予定である。

本年度は、アーキビスト認証3年目に入る。認証アーキビストが社会に定着していくための当館の取り組みについて、委員の先生方より率直なご意見をいただきたい。本日もよろしくお願ひしたい。

- 高埜委員長 それでは、議題に入りたい。議題1「令和4年度アーキビスト認証の実施について」、事務局よりご説明をお願いしたい。

議題1 令和4年度アーキビスト認証の実施について

- 幕田首席公文書専門官 資料1に基づき説明

今回、資料1「令和4年度アーキビスト認証の実施について」の内容について、この委員会場で基本的事項をご了解いただければ、その後、認証アーキビスト審査規則・細則の改正等の館長決定を行い、6月初旬に「申請の手引き」を公表し、今年度のアーキビスト認証の申請手続きを開始したいと考えている。

まず、資料1別紙1「新設された大学院修士課程の科目確認、既存科目・研修のフォローアップ結果」は、3つの認証要件のうちの一つである「イ 知識・技能等」に関わるものである。今年度新設された昭和女子大学大学院、東北大学大学院の科目と、「アーキビストの職務基準書」に示された知識・技能等の内容が合致しているかを確認したところ、6ページにあるとおり、昭和女子大学大学院の新設科目については、認証アーキビスト審査規則別表1に示す知識・技能等の内容と対応しており、体系的に学べることが確認できた。また、東北大学大学院の新設科目についても、9ページにあるとおり、認証アーキビスト審査規則別表1に対応しており、体系的に学べることが確認できた。よって、昭和女子大学大学院、東北大学大学院において設定された科目は、アーキビストとして必要な知識・技能等を体系的に修得できるものとして追加することとしたい。

資料1の「(2) 既存科目・研修のフォローアップ結果」は、毎年度、各大学院の既設科目と研修機関の研修内容が、認証アーキビスト審査規則別表1に対応しているか確認したものである。別紙1の13ページは学習院大学大学院の対応表、23ページは大阪大学大学院の対応表、26ページは島根大学大学院の対応表、31ページから33ページは国立公文書館の対応表、36ページから37ページは国文学研究資料館の対応表である。以上の5つについては、引き続き、認証アーキビスト審査規則別表1に対応していることを確認した。

続いて、別紙2の認証アーキビスト審査細則及び同規則の新旧対照表は、別紙1の確認結果について差し支えない場合、昭和女子大学大学院と東北大学大学院の科目を審査細則別表1へ追加する改正案である。なお、既存の5つについては、これまでどおりとしたいと考えている。審査細則の改正は、以上の点のみである。また、認証アーキビスト審査規則の一部改正については、別紙2の3ページ以降である。前回の委員会でも出たが、申請者が誤りなく申請できるように、申請書様式の右上に「令和〇年度申請」を入れている。今後、6月初旬にホームページにおいて様式も全て公表するが、その際には、様式には「令和4年度申請」と数字を入れた状態にする。

続いて、別紙3「「認証アーキビスト 申請の手引き」の改訂について」に移りたい。今説明した審査規則・審査細則と同様、今日の委員会でご了解いただいた後、「申請の手引き」を館長決定し、6月初旬にホームページにおいて公表して、申請の手続きを開始したい。今年度の「申請の手引き」は、認証要件、申請方法、具体的な申請手続についての変更はないが、申請者が誤りなく申請でき、受け取る側においても速やかに審査ができるようにするため、図や表などを示し誰もがわかりやすい「申請の手引き」の改訂を行いたい。

改訂のポイントについて、別紙3の下側に示したページ番号で説明していきたい。4ページの令和4年度の認証スケジュールは、これまでは文章を箇条書にしていたものを、図で示すようにした。6ページの認証の仕組みについても、一目で分かるように図を追加した。8ページについても、中央に表を用いて認証要件をわかりやすく示した。9ページは、申請者が1号申請であるか、2号申請であるかがわかるよう早見表を作成した。また、2号申請の説明については、昨年度までは1号申請の説明と同じであるとか、1号申請に示される「3年」を「5年」と読み替えてくださいなどとしていたが、2号申請の説明を完全に別建てと

し、1号申請の要件のページを読まずとも、2号申請の要件のページを読むだけで理解できるようにした。

16 ページについても、申請区分ごとに必要書類がわかるよう表で示し整理した。

17 ページ以降は記入方法である。昨年度までは、記入要領を様式の右端に非常に小さい文字で備考的に記していたものを、今年度は印刷すると左ページに様式の記入例、右ページに記入要領となるようそれぞれ別ページに分け、見やすさ、わかりやすさを追求した。

34 ページからは提出方法である。昨年度から郵送のほかに、館が指定したメールサービスも利用可能となったが、昨年度はメールサービスの利用説明書を「申請の手引き」とは別に作成、掲載していたため、今年度は「申請の手引き」に収め、1冊で完結するようにした。

44 ページ以降の「よくある質問」については、基本的に新たに加わったものはないが、46 ページには、大学院修士課程の科目に昭和女子大学大学院、東北大学大学院を追加している。また昨年度の審査を踏まえて、49 ページには、Q 3-11 機関の長自身が申請する場合を、52 ページにはQ 4-6 論拠の示し方とQ 4-7 紀要の論文等の共著の考え方を、53 ページにはQ 4-12 申請者本人の執筆担当部分が本文中に明示されていない実績や無記名の実績の場合の証明方法について、55 ページにはQ 4-17 申請者が制定に携わった条例・規則について、それぞれ追加している。57 ページ「7. メールサービスによる申請書類の提出について」は、先ほどご説明したように、別に作成、掲載していたものを、「申請の手引き」の「よくある質問」に入れ込んだものである。別紙3については、以上である。

最後に、別紙4「令和4年度 アーキビスト認証スケジュール(案)」について説明する。まず「認証の実施」については、基本的にはこれまでと変わっていない。本日の委員会終了後、正式に「申請の手引き」を決定し、6月10日の全国公文書館長会議の前には公表する予定である。次に「普及啓発事業」については、現在、申請者向けの説明用動画を制作している。できれば6月中旬頃に館のYouTubeチャンネルで公開したいと考えている。質問はメール等で随時受け付け、速やかに質問者ご本人に回答を行うとともに、それをとりまとめて館のホームページに公開し、誰もが質問と回答を共有できるように進めてまいりたい。また、関係機関等向けには、6月10日に予定している全国公文書館長会議において、報告を行う予定である。さらに、日本歴史学協会の史料保存利用問題シンポジウムは、今回、「アーカイブズ専門職問題の新潮流」と題して行われると聞いており、当館へも報告の要請があったため、統括公文書専門官の梅原が報告する予定である。また、年度の後半に予定されている全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の全国大会、アーカイブズ関係機関協議会、日本歴史学協会との懇談会など、こういったものにも積極的に参加し、アーキビスト認証が定着するように進めてまいりたい。

後段の「その他」について、認証アーキビストの方々への実態調査は、現在、調査の回答期間中であり、6月15日までを回答期間としている。集計結果は、できれば次回の8月もしくは9月に予定しているアーキビスト認証委員会で報告したい。

資料1の別紙1から別紙4については、以上である。

○高埜委員長 それでは、ただいまの説明に関して、委員の先生方から質問あるいは確認したい点などあればご発言をいただきたい。

○井上委員 別紙3「申請の手引き」について、大変わかりやすくなったと思う。今までは審査のたびに「申請の手引き」を読み直していたが、中身がわかりにくいと思いながら読んでいた。今年度の「申請の手引き」は申請区分のフローチャートや図などいろいろ入っていて、非常にわかりやすくなったと思う。

一点お伺いしたいのは、「よくある質問」のうち、ページ番号で言うと53ページのQ 4-12の本人の執筆担当部分が明示されていないものについて説明されているところ。申請者本人の実績であることを証明する書類に記載すべき事項が列挙されているが、誰の名義で作成すべきなのかわかりにくい。「機関名」は証明書の作成名義かと思うが、その後に「共同執筆者名」と書かれている。これは共同執筆者が証明者になることもあるということか。ここが少し理解しづらい。

○伊藤上席公文書専門官 例えば、図録等の場合は執筆者名が館名になっている場合があるので、その場合は館の責任者の方に証明していただく。共同執筆の場合は、論文の共同執筆者

の方から、この実績が申請者のものであることを証明していただく趣旨である。これらを文章で並べて書くと「又は」とつなげることになるが、少しわかりにくいとのことであり、再考したいと思う。

- 井上委員 承知した。誰の名義で作成すべきかと、何を記載すべきかを分けるだけで十分だと思う。
- 高埜委員長 そのほかの点で、委員から何かご指摘はあるか。よろしいか。それでは、説明のあったとおり、進めてもらいたい。

議題2 認証アーキビスト更新に係る研修会等の情報照会結果について

- 高埜委員長 続いて、議題2に移りたい。「認証アーキビスト更新に係る研修会等の情報照会結果について」、事務局よりご説明をお願いしたい。
- 幕田首席公文書専門官 資料2に基づき報告
前回の委員会でご報告したとおり、認証アーキビスト更新に係る研修会等の情報について、アーカイブズ関係機関協議会の構成機関に対し照会した。本日の委員会ではその結果を事務局から報告し、ご議論をいただく予定であったが、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会から、回答を組織決定できるのが6月になるとの連絡があった。また、アーカイブズ関係機関協議会にご出席いただいた先生からも、大学で開催している研究会なども対象になるのではないかと、大学等にも情報提供を依頼してはどうかというお話があり照会を行ったが、まだ回答をいただけていない。現時点の照会結果について報告をすると、記録管理学会から1つ、当館が実施している研修が3つ、日本文書情報マネジメント協会からセミナー1つと試験1つという回答があった。まだ研修会等の情報が出尽くしていないので、次回の委員会で改めて報告し、認証アーキビスト更新に係る研修会等として認められるものをある程度示した上で、それらを「よくある質問（FAQ）」に例示として載せていくという方向で進めたいと考えている。以上である。
- 高埜委員長 回答が出揃った上で改めて議論をしたいということだと思う。一回目の認証から2年しか経っておらず、更新が必要な時期はまだ先であるが、私が知っている事例で言うと、臨床心理士の更新はなかなか切迫していて、ポイントを獲得できるかできないか、自分はこのところでこういう報告をしたけれどもポイントになるか、という問い合わせが資格認定協会に対し結構あるという。認証アーキビストにとっては、更新はまだ先の問題なのかもしれないが、研修会あるいは研究会などで研究発表したことが更新のポイントになるのだ、という認識が共有されることが重要だと思う。次回、しっかりと議論をしたいと思う。
委員の先生方、他にご意見などないか。よろしいか。それでは、議題2については以上とする。

議題3 アーキビスト認証に係る拡充検討について

- 高埜委員長 続いて、議題3「アーキビスト認証に係る拡充検討について」に移りたい。事務局よりご説明をお願いしたい。
- 梅原統括公文書専門官 資料3に基づき説明
アーキビスト認証に係る拡充検討については、前回の委員会でいただいたご意見を踏まえ、資料3の3ページ目「国立公文書館における「准アーキビスト」（仮称）の仕組み（たたき台）」を修正した。この「たたき台」をもとに、アーキビスト認証に関わっていただいている高等教育機関、関係機関への調査や意見交換を実施したいと考えている。次回の委員会では、その調査や意見交換の結果をご報告したい。
まず、資料3「1. 前のご意見」では、案1に係るご意見、案2に係るご意見をそれぞれ示している。また、全体を通しては、案1と案2のどちらかに絞るべきではないというご意見が大勢であったと思う。
次に、「2. 「准アーキビスト」（仮称）の仕組み（たたき台）」については、3ページをご覧いただきたい。前回の委員会に提出した「たたき台」に追加・修正を加えた部分を赤字で

示している。まず、「前提条件」である「1) 国立公文書館が運用を行う公的な資格とする。2) 知識・技能等を修得した者を認定する。」を示した。

前回の委員会では「名称」についてご意見があった。案1、案2ともに「准アーキビスト(仮)」としているが、社会から見てどのように受け取られるかも考えていかなければならず、例えば、案1と案2は別の名称となるのではないか。案2は「アーカイブズサポーター」、あるいは「アーキビスト補」といったような名称となるのではというご意見をいただいた。今後、具体的な対象者やレベル感にふさわしい名称となるよう検討していきたいと考えているが、今回はまだ変更していない。

「主な認定対象」について、前回まで案1は「大学院生、現職者」、案2は「大学生」と表記していたが、今回、案1は「アーカイブズ機関又は行政機関における公文書管理に関わる現職者でアⅠ及びⅢ等の受講者、大学院科目修了者など」、案2は「大学科目修了者など」と具体的に記載した。

「認定要件」、「その他」については変更ない。4ページへ進んでいただきたい。

「メリット」について、案1は、前回の委員会のご意見をもとに「参入する大学院、履修者が増える可能性がある。」、また、「アーカイブズ機関の現場職員にとっては、意識向上に資する。」と追記した。

「課題」について、案1で見え消しとしたところは、前回の委員会において委員から、研修の修了証と資格は違うものだとのことのご意見をいただいたので削除したもの。同じく「課題」について、案2の4点目については、前回、CAP制についてご意見をいただいたことを踏まえ、「履修単位の上限が決まっている大学が多いため、科目を設置するには高等教育機関との綿密な連携が必要。」と追加した。その下の5点目については、必ずしも認証アーキビストの仕組みと同様に大学と研修の両方がなくてもよいのではないかというご意見があったため、削除した。

また最後に、案1と案2のいずれかを選ぶということではなく、今後どちらを優先的に検討すべきか、関係機関等からのニーズを踏まえて行っていくという基本的な考え方を、「留意事項」として追加した。

本日は、こちらの「たたき台」をもとに、まだ追加すべき点、あるいは修正すべき点があるかご議論いただき、一旦これを今日の段階で確定し、今後の作業に進みたいと思う。

資料3の1ページの「3. 高等教育機関への調査・意見交換」をご覧いただきたい。この「たたき台」をもとに、既にアーキビスト養成に取り組んでいただいている高等教育機関、研修機関へ調査・意見交換をお願いしたい。対象機関は5つの大学院と2つの研修機関であるが、これらでよろしいかご確認いただきたい。

今後の進め方であるが、まず高等教育機関等に対し調査・意見交換を実施する。取りまとめの結果については、次回の委員会で報告したい。ある程度、形が見えてくれば、年度内には一定の方向は見いだしたいと思っている。

今日は、この資料3の「たたき台」の確定、あるいは今後の進め方について、ご意見を賜りたい。

- 高埜委員長 それでは、先生方からお気づきの点、あるいはご質問、ご意見等をお願いしたい。
- 大賀委員 この「3. 高等教育機関への調査・意見交換」とは、具体的にはどのように調査するのか。例えば、現行はどういう制度があるのか調査をされるのか、それとも、こういう案に対してどうお考えになるか、ざっくりばらんにお聞きするのか。いろいろあると思われるが、具体的にどのように考えているのか。
- 梅原統括公文書専門官 まず、調査対象機関の現状をお聞きし、案1・案2についてのご意見もお聞きしたいと考えている。委員会からは、こういう点は把握しておいてほしい、次に検討するためにこういう情報が必要だという点があれば、ぜひお出しいただければと思う。
- 大賀委員 対象に挙がっている機関は、既に認証アーキビストの一要件である「知識・技能等」を修得できる科目を設置している。そこに対して、レベル分けをするのかを聞くのか、そもそも認証アーキビストに対してどう考えていらっしゃるかということも含めて、ざっくりばらんにお聞きになりたいのか。

恐らく、案2について具体的に聞ける機関は、資料3の3ページにある別府大学、あるい

は昭和女子大学も学部にアーカイブズに関する科目を置くと聞いたが、なかなか少ない。そのような中で、それぞれの特徴が現れるのか、つかみかねる。

- 梅原統括公文書専門官 認証アーキビストとは別に、「准アーキビスト」というようなものを置くとした場合、それぞれの機関に対し、案1、案2についてどのようにお考えになるかのご意見を伺いたいと考えている。
- 高埜委員長 事務局から、名称についてのご説明もあったが、これはやはり検討が必要だと思われる。案1と案2は内部環境も違う。案1は、あと数年の実務経験を積めば認証アーキビストの資格を取得できるという方である。そうすると、「准アーキビスト」というよりは、例えば「認証アーキビスト補」くらいにしておいて、案2は学部生を対象にしているので「准アーキビスト」としてはどうか。これは私からの提案であるので、名称については他の先生方にもご検討いただきたい。

大賀委員からご質問があった点に関連して、案2は学部で何科目程度の開設が可能なのかと。既に別府大学では約30単位を開設している。学習院大学の場合、今年度から学部で8科目24単位取得できる。アーカイブズに関する科目を開設している大学は、別府大学や学習院大学のほかに、中央大学、筑波大学、駒澤大学、法政大学などがある。それらがどの程度の授業科目を既に開設し、今後もっと充実する可能性があるのか、そういうことを調査・意見交換していただけると、具体的に見えてくるのではないか。この点について、事務局にお考えいただければと思うが、いかがか。

- 梅原統括公文書専門官 ぜひ委員の先生方から、いろいろご意見をいただければと思う。
- 高埜委員長 事務局としては、大賀委員の質問にあった調査・意見交換についての方法、狙いについて、私が申し上げたようなことでご理解いただいたということではよろしいか。
- 梅原統括公文書専門官 最後にまとめて確認をさせていただきたい。調査対象機関については、まず数を確定したいと思う。それから、それぞれ大学の単位数や授業内容などは、シラバスなどをご提供いただければ、集約作業はできると思う。
- 高埜委員長 それでは、先ほど私から名称についての提案を申し上げたが、その点に関してや、あるいは今、議論になった点も含めて、先生方、何かご発言をお願いしたい。
- 大友委員 資格制度に関わることであるから、その資格を得た者の採用率が高くなると具合が悪いと思う。そうすると、採用する側の目線でこの制度を見ていただくことも必要だと思う。勝手に養成して、あとは勝手に採用してくれというのではなく、そこをつなぐことが必要である。教育側では資格を与え、雇用側では資格取得者を採用してもらうという流れの中で考えていかないといけない。それぞれ別々に議論してしまうと、つながっていかない。

認証アーキビストも経験年数の問題や論文の問題などがあり、修士課程を修了しても認証アーキビストになるための要件を満たすことができず、新規採用につながらない。「准アーキビスト」は、そこをどうつなぐかの議論だろうと思う。そのため、調査対象機関に、採用側を含めることについても考える必要があるかと思う。

- 梅原統括公文書専門官 まず今回は、夏までに高等教育機関に対して調査を実施したい。また、次回の委員会での報告後、アーカイブズの関係機関にも意見聴取は必要かと思う。

昨年、全国公文書館長会議構成館に対してアンケートを実施し、「アーキビスト認証の開始によってメリットがあったか、または今後メリットがあるか」という質問に対し、一定のメリットがあるとの結果を得た。そして拡充については、「アーキビストの職務基準書」に定める職務の実務経験を有してないが、アーキビストに必要な知識・技能等を修得した者に資格を付与する必要があるとの結果が出たため、今、着手している。

この知識・技能等のレベルについては、これまで長年にわたり大学院相当という考えがあり、認証要件の中に入っているが、最近、幾つかの大学でも科目設置が進んできており、今回、その辺りも調査に入れてほしいというご意見だと思うので、整理したいと考えている。

- 大友委員 恐らく、国文学研究資料館のアーカイブズ・カレッジや、国立公文書館のアーカイブズ研修Ⅰ・Ⅲの過去の修了者も問題になってくると思う。認証アーキビストの場合、公文書管理法施行後の平成23年度まで遡って拾い上げるということをしたが、「准アーキビスト」については、どこまで過去の修了者を拾い上げるか。養成している側からすると、拡げてほしいという要望は出てくると思う。

- 梅原統括公文書専門官 現在の認証アーキビストは、公文書管理法施行以降の研修修了者を認証対象としているが、施行以前に修了された方であっても、2号申請が可能という形になっている。したがって、「准アーキビスト」も、この考え方でいかどうかという点を考慮して、仕組みについて改めて考えていくのだろうと思う。
- 大友委員 今のお話だと、まだ職に就けていない方、例えば大学院博士課程に進みオーバードクターになった人たちは、「准アーキビスト」の資格を取りたいという希望も出てくると思う。あるいは、現職者の場合では、認証アーキビストには少し要件が足りないけれど、「准アーキビスト」であれば申請できそうだという人もいるかもしれない。
- 梅原統括公文書専門官 そういった方が多くいることはお話をお聞きして分かった。一方でそのような人たちについては、具体的に把握できていない。職場で働いている人ならまだしも、どうやってそのような人たちを把握していくのか非常に難しい。
- 高埜委員長 外国ではアーキビスト協会があり、つまり日本でいえば認証アーキビストが協会に所属することで、自分の立場を確立し、また同時に技術的な規約なども存在して、保っていく。しかし、日本で協会設立の道のりはなかなか簡単ではないため、当面は国立公文書館が事務的に認証アーキビストを掌握するということが、とても大切になるのだと思う。
- まだ議論が尽くされていないと思うが、他にご意見ある先生方、どうぞお願いしたい。
- 井上委員 大友委員と重なるところがあるけれども、マーケットというか、技術というか、「准アーキビスト」になった人たちが、どこで活躍することを目指してこの資格をつくるのが重要だと思う。資料3の3ページ「たたき台」の「主な認定対象」を見ると、案1は、アーカイブズ機関の現職者、行政機関における公文書管理に関わる現職者、そして大学院科目修了者という3つに分かれる。まずアーカイブズ機関の現職者とは、恐らく紀要の論文等の実績がなく、また修士課程相当の修了者でもないという方で、ここがクリアできないかもしれない方。行政機関における公文書管理に関わる現職者も恐らく同じで、公文書管理に関わっておられるけれど、紀要の論文等はなく、認証アーキビストになるにはなかなか難しい方。大学院科目修了者は、大学院で学んだけれども、実務経験がない方ということになる。この3種類が案1の中に全部交じっており、それぞれ要請やその後のキャリアパスも少しずつ違ってくる気もするので、その辺りをもう少し整理して、思考実験しておく必要があると思う。
- 高埜委員長 案1について、今のご説明でとてもわかりやすいと思うが、案2については「准アーキビスト」の資格を付与された人、学部卒となるが、このような人たちがどういう方向で進んでいくのか。参考になるかわからないが、学芸員資格は、学部で必要な単位を履修して資格を取得できる。これは文部科学省が大学に委任をする形で、大学で必要な単位を履修し、資格を取得できる制度になっている。学生は、学芸員資格を持っていたとしても、実際には就職口がなく就職はできない。ではなぜ学生が学芸員資格の取得を目指すのかというと、私立大学に勤めている私などが見ていると、保護者が学生に対し、4年間で何か卒業以外に資格の一つでも取っておきなさいと勧めており、それが学芸員資格を取得する動機になっている。だから学芸員資格を持っているけれども、それで就職できるとは思っていない。それから、教員免許の場合も、最近は状況が変わっているかもしれないが、教員採用試験を目指すことは、以前は大変難しかった。
- こういう中で、「准アーキビスト」の資格が始まったとすると、学部で例えば仮に30単位を取得すると、国立公文書館の「准アーキビスト」の資格に申請をすることができる、ということになる。ただし、そこまでである。学芸員資格のように大学に委任して、「准アーキビスト」の資格を取るという制度ではない。しかし、もし「准アーキビスト」の資格を取れば、履歴書に堂々と資格として書ける。このことは、公務員を目指す、民間企業に勤めるという中で、有効になっていくと思う。まず、その学識を持っているということが就職に有利になると思う。採用する側の事情によるけれど、だんだん増えてきていると思う。ビジネスアーカイブズの世界も、社会的には相当認知度が高まっていると私は思っている。公務員に採用されて、たまたま「准アーキビスト」の資格があるから、アーカイブズ機関に配置転換させてもらって、そこで実務経験を積みながら、力を発揮できる。こういう道もできると思う。

それから、学部で「准アーキビスト」の資格を取れば、その後、さらに大学院でアーカイブズ学を専攻し、より専門的に勉強して認証アーキビストを目指す人もきっと出てくるだろう。

そのため、いろいろな多くの大学で「准アーキビスト」の科目を設置していただいて、単位を取得したら国立公文書館に「准アーキビスト」の申請をするようなことが広がっていくことによって、社会全体でアーカイブズ・アーキビストに対する認識が相当深まると思う。そういう意味からも、資料3「たたき台」の案2の「目的」に書いてあるように、社会的理解・認知度を高めることに役立つだろうと思う。

さきほど大友委員がおっしゃったように、簡単に「准アーキビスト」の資格を取れたからといって、どこかの機関で採用できないとやりにくいなと私は思っている。でも、それでもいいのではないかというのが本心である。

長く発言させていただいて恐縮だが、ほかの委員の方々も、ご発言をいただきたい。

○井口委員 例えば、文書館等の機関で働いている人が周りの人たちに、認証アーキビストに挑戦しますということを積極的に言うか言わないか、また、その館の中で中心的な役割を果たす人物が、資格のことを主管部局などへ言うか言わないかで、全然違ってくると思う。認証アーキビストの資格を取った人に対する滋賀県の対応と、全く知らん顔をしている京都府の対応とは、私がいながら恥ずかしい状態ではあるが、ものすごく違う。

また今後、現場自身がこれからどう変わっていくか。博物館や図書館の場合でも、指定管理者制度が広く進んでいる。指定管理者となる人材派遣会社では学芸員をたくさん抱えている。私が経験したところでも、滋賀県のとある博物館が指定管理になると、そこに資格を持っている方が派遣されて、その館の学芸員として働く。

学芸員というものがさらに厄介なのは、我々は文献だけで物を考えているけれども、動物園や水族館も全部学芸員の職場である。実際にそういうところで働く場合には、実習期間がまるで違う。卒業する学部も違う。植物園や動物園で働く場合、農学系の学生が動物学や植物学を学び、博物館実習をやっている。そういう学芸員をたくさん抱えている派遣会社は、動植物園の指定管理者に立候補して、そこへ人を派遣する。

大友委員の就職率がどうなるかという問題は、今後、公的機関にも指定管理者制度が入ってくると、就職自体は流動的になる。今後はそういうところで働くということが出てくるので、資格自体を広げていくことは決して無駄にはならないと思う。その辺まで見定めてやっていかないと、かなり難しいかと思う。

全体として何が言いたいかと言うと、案1も案2もどちらもそれなりに進めていけばいいと思う。大賀委員が最初におっしゃったような、何と何を調査して意見交換するべきかについては、基本的に少し自由な意見交換を、それぞれの機関でおやりになればいいかと思う。

○高埜委員長 福井委員、どうぞ。

○福井委員 かつて、ここで言うと案1の行政機関における公文書管理に関わる現職者に、何らかの資格を与えられないものかと考えた時期がある。

一つは行政機関の中で、公文書管理をやるには特殊性を出したほうが、働く人間にとっても意義があるし、当時まだ文書管理への意識が低かったこともあり、資格を設けることで文書管理をやろうという公務員を育てられないかと思ったため。ただしこれについては、公文書管理課ができてから十数年たって、随分変わってしまったという感じがある。文書管理について役所の中でどうこう言う人は全くなくて、意識して仕事をしている。もう一つは、デジタル化が進み、当時私たちが思ったような、公文書管理の一部だけをやっているという状態では全くなくなってしまったという感覚がある。それこそ昔、私が公文書管理課にいた頃の公文書管理についての認識とは、変わってしまったなと思っている。

一方で、当時はアーキビストというものはかなり難しいというか、資格として、かなりの学識や経験が揃わなければいけないだろうという認識があった。しかしそれよりも、学部生や高校生でさえ、アーキビストという言葉を知っているという時代が来るといいなと思った時期がある。そう考えると、ある意味、「准アーキビスト」が一般的に取れるような資格になっていくと、今となってはそのほうがいいのではないかという認識でいる。

○太田委員 今の福井委員のお話にあった、資料3「たたき台」の「主な認定対象」で細かく定

義していただいたところについて、「アーカイブズ機関又は行政機関における公文書管理に関わる現職者でアⅠ及びⅢ等の受講者」というのは、国立公文書館のアーカイブズ研修や国文学研究資料館のアーカイブズ・カレッジのことであるが、アーカイブズ・カレッジの最近の受講者は、現職者ではない方も結構いらっしゃる。今の書き方では現職者でないというように、かなり限定して読めることが気になる。

それから、公文書管理という表現は、公文書ではない民間資料を扱っている人の場合、調査を受けたほうからすると、かなり限定された表現になっていないか少し気になった。

また、大友委員や高埜委員長から就職の話があったが、やはり高埜委員長がおっしゃったようなことはあるのだろうと思う。各自治体などが本格的にアーキビストを採用しようとなったとき、学部卒の「准アーキビスト」だと採用されることは難しいのだろうと思うけれども、ただ、受験資格にはそういう資格を挙げることができる。市町村の実態では、専門職を採用することはなかなか難しいという話になってしまうかもしれないけれど、認証アーキビストは数が限られているので、小さい市町村ではなかなか採用できないということになってくれば、受験資格のところ「准アーキビスト」も載せられることもあるかもしれない。その中で実際に「准アーキビスト」で良い人がいれば採用するということもあるだろう。

実際に、学芸員採用がなかなかできない市町村では、一般職で採用した人の中で学芸員資格を持っている人を博物館などに回すという話をよく聞く。採用試験のときもそうであるが、人事異動希望調書を出すときに、持っている資格の欄に書けるとか、あるいは小さい市町村の教育委員会だと、誰がどういう資格を持っているか大体わかるので、それで回していくという人事もある。本来はこの制度が進んでいき、そういうところなくなっていくべきなのだろうけれども、履歴書や調書に「准アーキビスト」あるいは「アーキビスト補」などの資格が書けるということは、現状では意味を持ってくるとは思っていない。

それから名称について、「准」と「補」ではどちらが上位を示す用語かはよくわからないが、私は前回、「アーカイブズサポーター」などと思いつきを言った。これは、県庁や市役所などの一般行政職員の人がこういう資格や知識を持っていると、アーカイブズ機関だけでなく自治体全体のアーカイブズ、公文書管理の理解が進んでいくという意味で、サポーターという言い方をした。

そういう中で、この人は資格を持っているなら、あそこの部署に行ってもらおうということになり、そこで3年くらいの経験を積んで管理職になっていく、あるいは、アーキビストを目指す、という蓄積もできてくる。昭和女子大学大学院では1年制の修士課程を取り入れているので、そこの部署にしながら学ぶことも可能かと思う。この3つのものがそろっていると、結構大きいのではないかと思う。

また、調査でどんなことを聞きたいかということであるが、アーカイブズ関係機関協議会の構成機関などや公文書館等の館長に対して、こういう制度は必要かという調査は必要だろうけれども、今回は高等教育機関で実際にやれるかどうかという話を聞くのであれば、今挙がっている対象機関は既に課程ができていく。だとすると、極端に言うと、実務経験はない人に対して「准アーキビスト」という資格も付与できるようになったほうがいいかどうか、そこしか聞くことがなくなってしまうのかなという気がする。

そうすると、やはり気になるのは案2の学部のほうになってくる。もう少しお聞きする対象が広がってもいいのかもしれない。認証アーキビストは、職務基準書の内容を全部そらえて12単位となっている。それに対して学部にはどれぐらいのことをこの委員会で求めているのかについて、今のところ、こちらに何の用意もないので聞かれるほうも困ると思う。順番は逆になるが、何単位ぐらいでどんなものであったらできそうか、そういう聞き方をするしかないかと思う。職務基準書にあるものを一通り全部やらなければいけないのかなどについて、本当はこっちが先に考えておかないといけないと思う。

- 高埜委員長 太田委員の最後の話は全くそのとおりである。大学のほうも学部に授業科目を開設して用意するという事は試みている。例えば、昭和女子大学では、大学認定のアーキビストとして大学院では1級、学部では2級としている。最低どういう科目を用意してもらわなくてはならないかということ、共通項としてしっかりとつくることは必要な作業だろう。事務局では、いろいろとリサーチやヒアリングをする中で、中には従来の史学科の科目

と変わりがないところもあると思う。では、「准アーキビスト」という資格には、どういう根幹の科目が必要なのか。アーカイブズ学の概説的、概論的なものはぜひ入れてもらいたいというようなことを、大学側も考えて科目を用意していると思うので、その辺りについて聞いていただくと生産的なのではないかという気がする。

どうぞほかの点からも、何かご意見があればどうぞ。

○井上委員 今おっしゃっていただいたことと重なるけれど、すごく重要なのは、案1、案2ともに何の目的なのか、どんな出口を用意しているかということ。そこから、どんな科目を履修している人でないといけないのか、今回固めていただいているけれど、目的をしっかりと作り、そこから道筋をつくっていただくということが非常に重要なのではないかと思う。

今日ここでいろいろな議論を伺っていると、特に案2の出口戦略について、私もイメージできてきて、なるほど、そういう形で広がりを持っていく、そしてそれが社会の認知の向上にもつながってくるのだなという道筋が見えたような気がした。

○高埜委員長 たっぷり時間を使って議論をしてきたが、ほかにこの件に関するご発言はいかがか。

○福井委員 現在、調査・意見交換の対象機関は、アーカイブズに係る専門的知識・技能等が学べる場所が中心になっているが、「准アーキビスト」のようなものが生涯資格と考えたとき、例えば資格関係を扱っている専門学校や、歴史学を学べる大学などで、学生側に需要があるか確認をするとよいと思うが、いかがだろうか。

○梅原統括公文書専門官 直接福井委員のお話にお答えできないかもしれない。今回でこの「准アーキビスト」についての議論は3度目ぐらいになっている。最初お願いしたのは、まず目的を確認することであった。案1は、もともと認証アーキビストの3要件のうちの1つの要件を満たす人を、アーキビスト認証のルートの中に接続する形で認めていくこととしていた。先ほど井上委員に「認定対象」を3つに整理をしていただいたけれども、実はその3つのうちの特に大学院で学んだ人を、現場サイドとしては優先して資格化してほしいという意見があった。

当然大学院で学んだ人が認定されるのであれば、同程度の学習をした方は、現職者であっても同じように認定要件を満たすことになる。現職者のほうは、あえて今すぐ「准アーキビスト」などの資格化をしてほしいと言われたわけではなく、全体的に優先度は低かった。ただ、同程度の学習をしていれば、それも含まれるということで、このように整理している。

太田委員からも、資料3の書きぶりが少しわかりにくいというご意見があったが、前回の委員会の資料では大学院生、現職者と書いてあっただけである。書きぶりについては再度調整したい。

目的の話に戻ると、案2は、はっきり言うと認証アーキビストには直接つながらない。もともと目的が、認証とはつながっていない。もう少し言うと、普及、広報、つまりもっとアーカイブズのよさを知ってもらいたい、という方向に目的がかなり振れている。そういうことは将来のために必要だと実際に現場にいるアーキビストたちも思っているだろうし、もっと知っていただきたいということはあるが、そもそもこの「准アーキビスト」の仕組みを設けることが最適なのか、もっとほかにも手法があるのか、もっと総合的にやらなければいけないことなのではないかと、お話を聞いているうちに思ってきているところである。

次回までのタイムリミットもあるので、まずは資料3で挙げた、現在アーカイブズに関する科目がある高等教育機関にお話をお聞きしたいと思う。それから、今日お出しいただいた大学についても、まず実態ベースで一回お話をお聞きしたい。これは前回の令和元年の調査では別府大学しかなく、その後変わってきているのかどうかということ、まずは確認したいと思う。

○高埜委員長 大友委員、どうぞ。

○大友委員 先ほど太田委員からも指摘があったが、資料3の「主な認定対象」の「現職者」という言葉について、現職者でなければならないのか。大学院の科目修了者の場合は、現職者であるなしにかかわらず、資格が取れるという形が好ましい。「現職者」の言葉は取るべきではないかと思う。

○梅原統括公文書専門官 現職者でなければならないということではないと思うので、そこはま

た工夫したい。

- 高埜委員長 いろいろ生産的な意見を出していただいたので、次回の委員会で改めて、また議論することとしたい。

課題4 その他

- 高埜委員長 それでは、最後の議題になるが、議題4「その他」について事務局よりご説明をお願いしたい。

- 梅原統括公文書専門官 事務局より、情報提供を行いたい。来月6月に、アーカイブズの専門人材に関わるイベントが行われる。

まず、6月25日(土)に、日本歴史学協会の史料保存利用問題シンポジウムがオンラインで開催される。テーマは「アーカイブズ専門職問題の新潮流」で、当館を含め、認証アーキビストを含む4名の報告者が発表の後、今日ご出席いただいている高埜委員長からコメントがあり、その後、パネルディスカッションになる。私どもにも、昨年行った全国公文書館長会議の構成館に対するアンケート調査結果を報告してほしいという要請があり、私から報告する予定である。

翌6月26日(日)には、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の近畿部会の例会が兵庫県尼崎市で開催される。テーマについては、「アーキビスト専門職の認証と養成—国立公文書館のアーキビスト認証制度をめぐって—」となっており、井口委員がご講演をされ、当館からもお時間をいただいて報告をすることになっている。

こういった関係機関との意見交換の場が用意されているので、うまく活かしていきたい。

以上である。

- 高埜委員長 井口委員、何か一言どうぞ。

- 井口委員 実は、今日の委員会を経て、例会の当日に何を話すかについての項目立てを5月中旬に開催館に伝えることにしていた。現場で認証アーキビストというものがどのように認識されているのか、特に行政機関の中でどのように認識されているのかということについて、幾つか典型的なところが見られる。私からは30分ぐらい論点を提出するだけで、実際にはその人たちとディスカッションして、そして国立公文書館からも来てもらって議論して、全体が見えるようにしたいなど考えている。お世話になるが、どうぞよろしくをお願いしたい。

- 高埜委員長 ご紹介があった6月25日の日本歴史学協会の史料保存利用問題シンポジウムは、大友委員が立案者であるが、公文書館法の附則第2項とも何か関わりはあるのだろうか。大友委員、いかがか。

- 大友委員 当日は、国立公文書館からもご報告をいただき、先ほどご紹介があったように4人の方の報告、それから高埜委員長にはコメントをいただくという形である。

シンポジウムだけでなく、この委員会の中でも、認証の仕組みに関する議論などもさらに質を高めていくために、また、仕組み自体がよりしっかりしたものになるためにも、公文書館法の附則第2項の「当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には第4条第2項の専門職員を置かないことができる」、これを何とかしなければいけないのかなと思っている。やはり法に関わることであるから、広い形のコンセンサスを得ていかなければいけない。シンポジウムの中でそういうところを議論できたらいいなことと、それから、シンポジウムを通じて声明や意見表明を、何らかの形で行うことも考えたいということである。

- 高埜委員長 井口委員、どうぞ。

- 井口委員 少しよろしいか。令和2年度と令和3年度に認証された認証アーキビストの方々の何人かから、メールやお電話で、あなたはアーキビスト認証委員会の委員だから皆さんに意見を聞いてもらえないか、と言われていた。実は、認証アーキビストが一堂に集まれるような機会を、国立公文書館でつくっていただけないかということである。何をしたいかという、認証アーキビスト同士はお互いに知らない人たちも多いので、まずは自己紹介から、自分の取組の事例などを発表して、業務や今後の資格更新に向けての疑問や意見などを交換する機会があればありがたいということと、現在、調査されている認証アーキビストの実態調査の結果について、国立公文書館から直接聞かせていただけるとありがたいとのこと

である。時期が時期だから、全員が一堂に会することは難しい場合もあるだろうから、オンラインで開催するという方法も考えていただければありがたいが、いずれにせよ、何らかの形で国立公文書館の館長に要望していいものだろうかとの相談があった。結果はわからないが尋ねてみるけれど、とは言っている。そんな意見が出始めているようなので、いかがだろうか。

認証アーキビストを組織してしまうことは、国立公文書館の仕事ではないと確かに思う。認証アーキビストは、遠い将来には職業団体のようになっていくのだろうとは思いますが、そこまでは面倒見きれないにしても、そういう出発点みたいなものが、この際できていくということはいかなるものかと思ひ、皆さんの意見をお聞かせいただけたらありがたい。

○梅原統括公文書専門官 まず、認証アーキビストの人たちが活躍している、あるいは、どんな活動をしているのかについては、事務局だけでなく、当館のいろいろな立場で広く伝えていくことを考えている。例えば、当館の情報誌である『アーカイブズ』、それから『国立公文書館ニュース』にも認証アーキビストの方に登場していただき、どのような業務を行っているかを紹介する連載をスタートした。今後、多くの方にご参加していただく予定である。

それから、認証アーキビストである 247 人の方々には、お互いに、自立的に、その仲間たちで研修会を行っていただき、将来大きく発展していただくことを大いに期待したい。

誰かが火をつけてあげないといけないかもしれない、ということが今日のご意見だったと思うし、今やっている認証アーキビストの実態調査も、協力していただいた皆さんに、まずはお返ししなければならないと思っている。なお、現に実務を担っている首席の幕田より詳細を説明させる。

○幕田首席公文書専門官 情報誌の『アーカイブズ』は、認証アーキビストに限らず、アーカイブズで働いている専門職員の方々が、サロンのように情報を共有する意見交換の場になっている。また、第 83 号からは「認証アーキビストだより」として、まずは当館職員の認証アーキビストの方々にお声がけをして執筆いただく連載がスタートし始めたところである。

また、井口委員に相談された認証アーキビストになられ、高い意識をお持ちになられている数名の方がいらっしゃるということである。先ほど統括の梅原から説明があったように、認証アーキビストの方々がお互いに自立的に活動いただくため、例えば、井口委員のところに声を出していただいた方が、集まりをやるということなので企画書を作っていただいて、それを認証アーキビストの方々へ流すに当たって、館が保有している認証アーキビストの連絡先（メーリングリスト）を活用するやり方はあると思う。国立公文書館もアーキビスト認証の定着に向けた取組を行うが、積極的に意識の高いの方々から動いていただきたい。

○高埜委員長 ほかによろしいか。最後にとても大切なご発言をいただいた。

それでは、本日の議題は以上となる。最後に、鎌田館長よりご挨拶をお願いしたい。

○鎌田館長 本日は大変ご熱心にご議論をいただき、誠にありがとうございました。

本日のご議論の中で、修正をお約束したところは修正をし、継続審議となったものについては、当館でさらに整理をし、次回改めてお諮りしたいと思う。大友委員、井口委員からのご提案、ご示唆に関しては、館のほうで議論したいと思っている。

次回の委員会では、認証アーキビストの更新に係る研修会等について、今日、入り口までしかご報告できていないところの取りまとめ結果をご報告し、ご審議いただきたいと思っている。アーキビスト認証の拡充検討についても、今日、様々なご意見を頂戴したので、それについて引き続きご審議をいただければと思う。

なお、本日は、委員の先生方におかれましては、任期の 1 期目の最後の委員会であった。次回からは 2 期目の委員会としての開催となる。委員の先生方には全員、2 期目の委員のご就任をご快諾いただいております、改めて御礼を申し上げます。今後とも先生方から有意義なご意見を賜るよう改めてお願い申し上げます、本日の閉会の挨拶としたい。どうもありがとうございました。

○高埜委員長 どうもありがとうございました。それでは、事務局から連絡事項をお願いしたい。

○梅原統括公文書専門官 本日の議事の記録については、後日ご確認いただきたい。

次回の委員会は、8 月下旬から 9 月上旬にかけて開催したいと考えており、改めて調整を

させていただきたい。どうぞよろしくお願ひしたい。
○高埜委員長 それでは、以上をもって第14回アーキビスト認証委員会を閉会する。

以上